

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第174号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内水面における水産動植物の繁殖保護を図るため、コウライオヤニラミの取扱いについて、次のとおり指示する。

令和8年5月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安本潤一

1 持出しの禁止

宮崎県内の河川等の内水面（公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面）において、コウライオヤニラミ（卵を含む。以下同じ。）を採捕した者は、これを生かしたままその場から持ち出してはならない。

2 移植の禁止

宮崎県内の河川等の内水面（公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面）において、コウライオヤニラミを移植してはならない。

3 指示の有効期間

令和8年5月28日から令和11年8月4日まで

4 委員会指示の廃止

次の宮崎県内水面漁場管理委員会指示は廃止する。

令和6年8月5日付け第168号